

協議事項

医療的ケア児等支援体制整備事業（案）について

【医療的ケア児等支援体制整備事業の展開（案）】

主体	R3	R4	R5	R6～
国	医療的ケア児支援法施行		こども家庭庁設置	
京都府	京都府医療的ケア児等支援協議会設置 医療的ケア児等支援センター設置準備	京都府医療的ケア児等支援センター（ことのわ）開設	当事者団体と連携した相談支援	【継続】 各地域の顔の見える関係において ・関係機関の連携促進 ・個別支援の充実 【さらに】 京都府医療的ケア児等支援体制整備事業として 展開案① 地域で医療的ケア児を支える看護師の定着と確保に向けた検討 展開案② 非常時の避難受入と平時のレスパイトをセットで検討
教育委員会		<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ◎基本情報調査の実施 （府全域、各地域の課題把握） </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 各関係機関へ 事前調整 協力依頼 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 調査票 配布 回収 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 各地域へ 結果報告・情報 共有・意見交換 </div> </div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 個別困難ケースへの対策や医療機関との連携への悩みや不安の声 </div>		
圏域（保健所）	(従来) NICUからの退院支援			
市町村	医ケア法施行 →日常生活や社会生活の支援強化が求められるようになった。			
医療機関				
福祉事業所等				
当事者団体				

医療的ケア児等支援体制整備事業 展開案①

(地域で医療的ケア児を支える看護師の定着と確保に向けた検討)

看護人材の定着

保育所・学校・障害福祉サービス事業所等に配置されている看護師にとって、働きやすい環境整備が必要

【医療的ケア】

- ・医療的ケア児へのケアは個別性が高く、手技の習得・向上を図る研修の機会が必要
- ・医療的ケア児それぞれの主治医、訪問看護師との連携が必要
- ・医療的ケア児の入園・入学を機に関わりが始まることから、保護者との関係づくりへの配慮が必要
- ・各施設の安全管理責任は各施設の長にある中で、医療的ケアに関するリスクマネジメント体制の整備が必要

【職場環境】

- ・福祉職、教職員等が多数を占める職場において、看護職は孤立感を感じやすく、組織内での理解普及が必要
- ・同じ環境で医療的ケア児を支える看護師同士の情報共有、交流の機会が必要

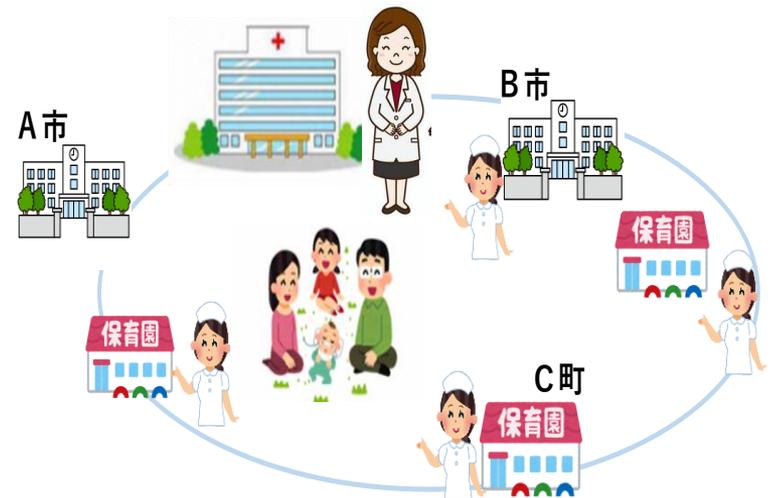
→ 各職場に配置される看護人材の後方支援：実技研修会、交流会の開催

看護人材の確保

新法施行後、医療的ケア児の受入体制が必要との認識が広まる中、市町村・施設単体で看護師を確保することが困難

- ・それぞれの医療的ケア児の年齢により受入先が変わることから、ライフステージ毎に調整が必要
- ・医療的ケア児数は少数で、必要とする医療的ケアは様々、かつ変化をすることから、各市町村・各施設単体では、看護師雇用の計画を立てにくい。

→ 市町村・施設をまたぐ地域単位のコーディネート



医療的ケア児等支援体制整備事業 展開案② (非常時の避難受入と平時のレスパイト(預かり)をセットで検討)

非常時

地震・台風・大雨等の
災害が頻繁に発生

<現状・国の動向等>

○災害時の個別避難計画

自治体によっては、保健福祉部局と危機管理部局との連携が不足し、電力依存の高い医療的ケア児が、個別避難計画策定対象者に含まれていないことがある

○医療的ケア児等を受入可能な避難所等

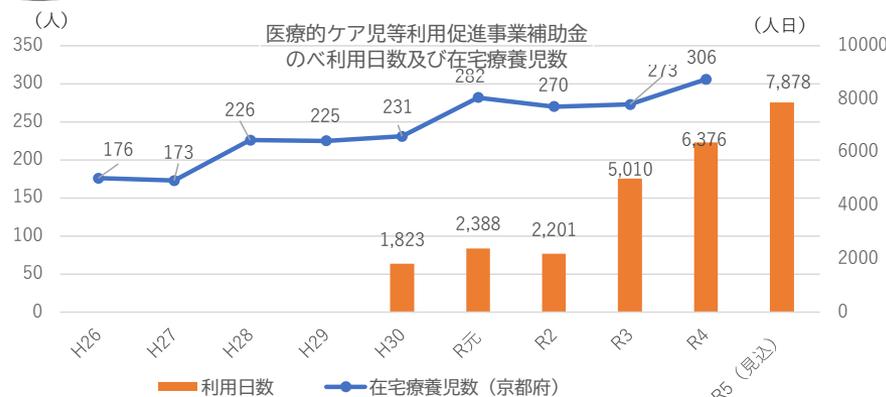
医療的ケア児の避難先は、医療機器へ繋ぐ安定した電源供給、広いスペースの確保等が必要になるが、一般避難所・福祉避難所では対応が難しい

○こども家庭庁が「避難マニュアル」R5末策定

電源の確保や医療従事者との連携など行政や保育現場での「避難マニュアル」を策定予定

平時

短期入所の充実が必要



個別避難計画の策定を進めるに当たり

- ・ 地域の中で、医療的ケア児をよく知る人を作っておくことが必要
- ・ 各地域における災害医療連携体制、災害時における各医療機関の役割等について理解普及が必要
- ・ 災害対応にかかる関係機関が、地域で暮らす医療的ケア児の実態を理解する必要
- ・ 医療的ケア児をとりまく関係者の協力体制を構築することが必要

→ 医療的ケア児それぞれについて、かかりつけ医療機関の確保、個別避難計画の策定をセットで進める